

日学歯発第242号
令和4年1月26日

都道府県庁

私立学校主管課 御中

公益社団法人 日本学校歯科医会
会長 川本 強
<公印省略>

令和4年度「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」及び
「歯・口の健康啓発標語コンクール」の実施について

平素より学校歯科保健活動ならびに本会会務運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会では歯科保健の普及・向上を目的として標記事業を実施しており、全国の学校を対象に、本会の加盟団体〔都道府県（市）学校歯科医会または歯科医師会〕を通して作品を募集ならびに表彰し、文部科学省より文部科学大臣賞の下付も受けております。

標記コンクールは公立学校だけでなく私立学校を含む全国の学校を対象としており、私立学校を主管する貴課へ標記事業へのご理解とご協力をお願い申し上げたく、今年度の募集要項を送付申し上げる次第です。

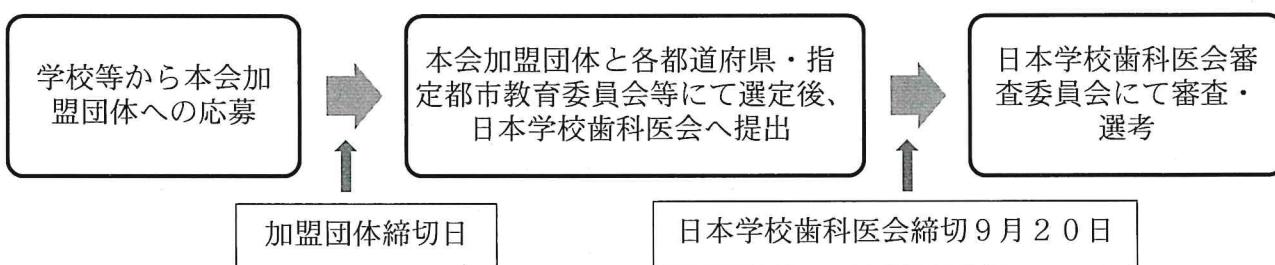
なお、募集に関しましては本会の加盟団体を通して行っておりますので、詳細につきましては貴地区管下の本会加盟団体にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。各加盟団体の連絡先につきましては、本会ホームページの「加盟団体」一覧表をご参照ください。

また、私立学校に対する本事業への周知ならびに参加への呼びかけにつきましても、ご配慮いただきますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

令和4年度「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」要項

名 称：令和4年度「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」
主 催：公益社団法人日本学校歯科医会
後 援：文部科学省、公益財団法人日本学校保健会、公益社団法人日本歯科医師会 予定
協 賛：ライオン株式会社
対 象：国公私立を問わず、全国の幼稚園・認定こども園(幼稚園型及び幼保連携型のみ)、小学校、義務教育学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の、児童生徒の作品
応 募：児童生徒の歯・口の健康に関する図画もしくはポスターを日本学校歯科医会加盟団体（本会ホームページ参照）に応募する。応募作品を本会加盟団体と各都道府県・指定都市教育委員会等が審査・選考の上、日本学校歯科医会へ提出する。

応募の流れ



応募締切：令和4年 9月20日（火）（日本学校歯科医会必着）

応募方法：

1. 応募数
幼稚園・認定こども園(幼稚園型及び幼保連携型のみ)、小学校低学年（1年生～3年生）、小学校高学年（4年生～6年生）、中学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒の作品より各1点ずつの合計6点を応募できることとする。なお、義務教育学校、中等教育学校の作品は、作者の学年によって教育課程ごとに小学校低学年の部、小学校高学年の部、中学校的部、高等学校の部から各1点ずつ応募できることとする。
2. 高等学校の部はCG作品の応募も可とする。
3. 作品は個人の作品とし、他団体の主催するコンクール等に応募していない未発表のものとする。（ただし、加盟団体が本コンクールへの応募のために審査するコンクールは可とする）
応募する作品はHPや紙面等において未掲載・未発表のものに限る）
4. 特定の歯科用品名・商品名の記載のこと。
5. ポスターの場合「虫歯」ではなく、ひらがなで「むし歯」、また「歯磨き」ではなく、「歯みがき」とすること。
6. いずれも画用紙の大きさは四ツ切もしくはB3サイズとする。
(これ以外の用紙での応募も認めるが、審査において不利になる場合がある)
7. 作者が当該年度に作成したものに限る。
8. 本会に提出する際、応募票に必要事項をご記入の上、すべての作品の裏に、1点ごとに1枚ずつ、貼付すること。（加盟団体名、作者の学校名（市区町村名から記入）、学年（幼稚園の部は年齢）、氏名、フリガナ）
9. 作品の一部がはがれる等、破損しないよう応募にあたって注意すること。なお、作品の破損等について、本会では責任を負わない。
10. 応募いただいた作品は、児童生徒の学校（園）名・学年（年齢）・氏名を日本学校歯科医会会誌並びにホームページ等で公表するので、公表について当該学校もしくは教育委員会等へ確認すること。なお、公表に異議がある場合は日本学校歯科医会事務局へ予め連絡す

ること。

選考の基準：

1. 齒・口の健康づくりを通じ、生涯にわたって健康な生活を送るとともに、健康な社会の形成に貢献できるような内容であること。
2. 教育上不適切な表現・描写、人によっては不快感を抱かせるような表現・描写のこと。
3. むし歯の予防を訴えるだけでなく、歯肉の健康、よく噛むことの大切さなど食を通しての歯・口の健康づくりや口腔機能の健全育成、望ましい生活習慣の形成、歯・口の外傷予防の大切さを訴えるなど、歯・口の健康づくりを通じて生涯にわたり健康で安全に生活するための習慣や態度の育成に寄与すること。
4. 発達段階に応じた表現であること。
5. 歯・口の健康が全身の健康に欠かせないものであることや、歯みがきを含め正しい生活習慣を身につけることが大事であることを訴えるもの。
6. 表現したいことを適切に伝えるために色や絵の構成に工夫がされていること。
7. 他作品の模倣ではなく、個人のオリジナリティの高い作品であること。

審査委員会の設置と審査：

日本学校歯科医会に有識者からなる「図画・ポスターコンクール審査委員会」を設置し、別に定める「選考の基準」により審査を行う。

表 彰：

応募された作品のうち、幼稚園の部、小学校低学年（1年生～3年生）の部、小学校高学年（4年生～6年生）の部、中学校の部、高等学校の部、特別支援学校の部から特に優れている作品を各1点ずつ最優秀賞として表彰する。また各2点ずつを優秀賞として表彰する。なお、最優秀賞のうち小学校の部から1点と中学校の部から1点に文部科学大臣賞が下付される。最優秀賞、優秀賞に該当しなかった作品は佳作として表彰する。なお、義務教育学校、中等教育学校の作品は、作者の学年によって教育課程ごとに小学校低学年の部・小学校高学年の部・中学校の部・高等学校の部において表彰する。

また、表彰にあたって、本会は下記の賞状等を、応募団体である日本学校歯科医会加盟団体へ一括して送付し、加盟団体において適宜の方法をもって応募者へ授与してもらうこととする。

1. 最優秀賞作品には、賞状（文部科学省、日本学校歯科医会）副賞（日本学校歯科医会）
2. 優秀賞作品には、賞状、副賞
3. 佳作には、賞状、参加賞

審査発表日：令和4年10月中旬を予定

作品の返却及び著作権

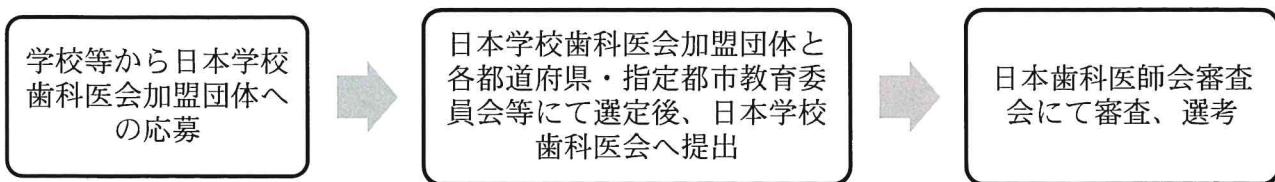
- 全ての応募作品は応募団体である加盟団体へ返却する。
- 応募作品の著作権は主催者に帰属(著作権法27条及び28条に規定する権利を含む)することとし、学校歯科保健の普及啓発を目的とした活動に使用することができるものとする。
- 作品作成者は本会に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- 一度応募した作品を使用する際は、著作権所有者（日本学校歯科医会）へ使用許可申請すること。

※作品作成者及び保護者様におかれましては、本コンクールに応募された時点で上記著作権事項に同意したものとみなしますのでご留意願います。

令和4年度「歯・口の健康啓発標語コンクール」要項

名 称：令和4年度「歯・口の健康啓発標語コンクール」
主 催：公益社団法人日本歯科医師会
共 催：公益社団法人日本学校歯科医会
方 法：日本学校歯科医会加盟団体（日本学校歯科医会ホームページ参照）は、各都道府県・指定都市教育委員会等と協議の上、下記の応募方法によって小・中学校（小学部・中学部）の児童生徒の標語を日本学校歯科医会へ応募する。

応募の流れ



応募締切：令和4年9月20日（火）（日本学校歯科医会必着）

各加盟団体が各都道府県・指定都市教育委員会等と審査・選考の後に、日本学校歯科医会に提出いただく締切日となります。このため団体により締切日が異なります。ご応募いただく際は、各加盟団体にご確認をお願いいたします。

備 考：応募いただいた作品は、学校名・学年・氏名を日本学校歯科医会会誌並びにホームページに掲載いたします。応募に際して当該学校もしくは教育委員会等へご確認の上、氏名等を掲載することに異議がある場合は日本学校歯科医会事務局へご連絡ください。

選考の基準

- 口腔全体の健康を取り上げ、かつ成長期だけでなく生涯にわたってのスローガンになるような標語という点に重点を置く。
- 教育上不適切な表現、人によっては不快感を抱かせるような表現のこと。

応募の際の注意事項

- 特定の歯科用品名・商品名の記載のこと。
- 「虫歯」ではなく、ひらがなで「むし歯」、また「歯磨き」ではなく、「歯みがき」とすること。
- 他の団体の主催するコンクール等に応募していないこと。
- 応募作品は、作者によるオリジナル作品とする（過去に本コンクール等において入賞した標語と同一もしくは著しく酷似している作品、HPや紙面等において掲載・発表されている作品は選考対象外とする）。

審 査

応募作品は、日本歯科医師会に設置される審査会において審査を行い、日本歯科医師会会长が表彰する。

審査発表日

令和4年10月中旬を予定（審査会は日本歯科医師会が行う）

表 彰

1. 最優秀作品 1 点を日本歯科医師会会長賞として表彰する。
2. 最優秀以外の応募作品のなかから、優秀と認められた作品に対して日本学校歯科医会特別賞として表彰することがある。
3. 日本歯科医師会会長賞及び日本学校歯科医会特別賞以外の作品は、代表賞として表彰する。

作品の帰属

標語の著作権は、日本歯科医師会並びに日本学校歯科医会に帰属し、両会による協議の上、歯科保健啓発の目的で、応募作品の通りまたは一部改変して使用できるものとする。

使 用

最優秀作品は、令和 5 年度「歯と口の健康週間（令和 5 年 6 月 4 日～10 日）」を中心に、口腔衛生普及に関する全国的な広報啓発活動に使用する。

応募方法

1. 対 象：小学校（部）1年生～中学校（部）3年生。なお、いずれの場合も特別支援学校児童生徒の作品も含まれる。
2. 応募数：優秀と認められる標語作品を1点応募のこととする。
3. 別添の所定の様式で応募すること。
(応募ポスターに書かれている標語と同じでも可だが、所定の様式で別途に応募すること)
4. 作者が当該年度に作成した作品を応募すること。
5. 作品は未発表のものとする。
6. 個人や学校からの直接応募は受け付けない。

歯の衛生週間 標語一覧

年度	週間の名称	標語	語
昭和3 ムジ歯予防デー
4	"	"	"
5	" 大歳臼歯を大切に	よい歯でよく噛みましょう	"
6	" よい歯でよく噛みましょう	強い歯をつくれ	"
7	" 齒は健康の第一線	歯を護れ	"
8	" 御国を守れ 歯から	歯を守れ 歯を護れ	"
9	" 健康は先ず	強い身体に丈夫な歯	"
10	" つとめて受けよ歯の検査	正しい歯列で輝く健	"
11	" 歯牙の愛護に輝く体位	正しい歯列で輝く健	"
12	" 強い歯は母でつくって子で護れ	正しい歯列で輝く健	"
13	" よい歯でよくかみましょう	正しい歯列で輝く健	"
14	護歯日	正しい歯列で輝く健	"
15	17 健民運動シ歯予防運動	正しい歯列で輝く健	"
16	"	正しい歯列で輝く健	"
17	"	正しい歯列で輝く健	"
18	20 太平洋戦争のため全国統一した運動は中止	正しい歯列で輝く健	"
19	21 地域の実情に応じた運動展開を通知	正しい歯列で輝く健	"
22	23 口腔衛生週間	からだも 心も輝く よい歯	"
24	25 みんなで受けよう歯の検査	みんなで受けよう歯の検査	"
25	26 いつも清い歯 文夫なからだ	いつも清い歯 文夫なからだ	"
26	27 口腔衛生強調週間	歯は健康の見える窓	"
27	28	歯は健康のみえる窓	"
28	29	よい歯でよくかみ よいからだ	"
29	30	よい歯でよくかみ よいからだ	"
30	31 口腔衛生週間	よい歯は 母でつくって子で守れ	"
31	32	よい歯でよくかみましょう	"
32	33 歯の衛生週間	よい歯でよくかみ よいからだ	"
33	34	よい歯でよくかみ よいからだ	"
34	43	"	"
~	44	(標語の設定なし)	"
43	45	歯をみがこうそれが我が家との合言葉	"
45	46	笑顔の花を 齒みがきで	"

47	~	よい歯でよくかみ よいからだ	"
59	"	" (合言葉:一生自分の歯で食べよう)	"
62	"	歯がたいじ食べる楽しみいつまでも 歯がたいじ食べる楽しみいつまでも	"
63	"	" (重点目標:8020運動の推進)	"
平成1	"	長生きは丈夫な歯から歯ぐきから	"
2	"	心がけひとつで延びる歯の命	"
3	"	「おいしいね」かめる喜びみんなの幸せ	"
4	"	80年 心も元気 歯も元気	"
5	"	いつまでも みがいでかんで じょうぶな歯	"
6	"	かがやく歯 あなたの笑顔の パートナー	"
7	"	めざそよ 家族全員 きれいな歯	"
8	"	歯がつくる こころの元気 からだの元気	"
9	"	じょうぶな歯 健康づくりの 第一步	"
10	"	わたしの歯 みらいへづく たからばこ	"
11	"	いつまでも すてきな笑顔と かがやく歯	"
12	"	じょうぶな歯 いつもごはんが おいしいね	"
13	"	ごちそうさま おはしを ブラシに持ちかえる	"
14	"	ずっとずっと いつしょがいいな 自分の歯	"
15	"	ありがとう いつもはたらく歯に感謝	"
16	"	広げよう 「噛む」から始まる 健康づくり	"
17	"	みがこうよ 未来へ繋げる じょうぶな歯	"
18	"	はみがきは じょうぶなからだの だいいっぱ	"
19	"	健康は 食から 歯から 元気から	"
20	"	歯と口は 健康・元気の 源だ	"
21	"	おりたい 未来の自分に きれいな歯	"
22	"	健康も 楽しい食事も いい歯から	"
23	"	「おいしい」と「元気」を支える 丈夫な歯	"
24	"	のばそよ 健康寿命 歯みがきで	"
25	"	いつまでも 続くけんこう 歯の力	"
26	"	咲かそよ 笑顔の花を 齒みがきで	"

※平成31年度は元号が変わるタイミングだったため、実際には「2019年度」として実施

令和2
3 " "
" "

一生を 共に歩む 自分の歯
いただきます 人生100年 歯と共に